

議案第7号

令和3年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

令和3年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、別紙のとおり議決を求めます。

令和3年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

◇令和3年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

1 規則の改正理由

教育行政を適正かつ円滑に執行するため、教育委員会事務局等を構成する機関の所掌事務の改正を行う。

2 改正概要

(1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正

教育センターにGIGAスクール推進課を新設することに伴い記載を整理する。

(2) 教育センターの管理運営に関する規則の一部改正

GIGAスクール推進課の新設に伴い記載を整理する。

3 施行期日

令和3年4月1日

令和3年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
略		略	
4 教育センター	総務課、教育企画研修課、 <u>G I G A</u> スクール推進課	4 教育センター	総務課、教育企画研修課
略		略	

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(内部組織及び分掌事務)	(内部組織及び分掌事務)
第3条 教育センターに、総務課、 <u>教育企画研修課及び</u> <u>G I G A</u> スクール推進課を置く。	第3条 教育センターに、総務課及び <u>教育企画研修課</u> を置く。
2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課・教育企画研修課 略 <u>G I G A</u> スクール推進課 <u>G I G A</u> スクール構想(学校において全ての児童生徒が利用することができる通信端末機器及び通信ネットワークを一体的に整備し、情報通信技術の特性を生かすことにより、個々の児童生徒の能力及び特性に応じて個別に最適化された創造性を育む教育を実現させる構想をいう。)の推進に関すること。	2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課・教育企画研修課 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。